



日本共産党 市議会報告

2015年2月2日第1316号
【発行】
日本共産党浦安市議団
市役所内控え室(議会棟1階)
☎&FAX (350)1243



子育ても老後も安心
住み続けたい浦安を



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美崎 麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

特養入所は原則「要介護3」以上に！ 待機者解消を急いで！



特養ホームに入所できずに待っている待機者（7月1日現在）は、それぞれ右表の通りですが、平成25年1月1日には435名、平成26年1月1日には397名にもなりました。

この間、市内3ヶ所の小規模特養ホームの整備が進んだものの、大幅な減少には至っていません。一定の施設整備が進んでも待機者が減らない背景には、低所得で孤立した高齢者の急増があります。

年度別特養待機者数

年度(平成)	人数
22	277
23	315
24	371
25	390
26	352

各年度7月1日現在の数

平成25年1月1日現在
435名の待機者

昨年の法改悪によって新年度から、特別養護老人ホームに入所できるのは原則「要介護3以上」になります。日本共産党は12月議会一般質問で、制度開始以来最大の見直しによる市民への影響を市はどのように考えているのか、今後どのように対応するのか質問しました。

低所得で孤立した 高齢者の急増

厚労省の「年金制度基礎調査」では年金受給者の半数近くは月額10万円未満、基礎年金のみは1047万人にも及び、その月額は平均5万円です。

日本共産党の「待機者が減らない背景に何があるのか、要因は何か」との質問に対して、健康福祉部長は「将来の入所を希望して申し込みをされている人も多数。全ての人が今すぐ入所したいと希望しているわけではない」と答えて、高齢者の生活実態から目をそらす答弁となりました。

国民年金のみの高齢者が入所できる施設が特養ホームです。特養ホーム以外のサービスを利用しようとした場合、国民年金受給のみの方は、自己負担の面から利用が難しい現状があります。

要介護1・2 待機者の3割強

平成26年1月1日現在
待機者の介護度別人数

要介護度	人数
1	58
2	92
3	107
4	89
5	51
合計	397

ところが待機者の約3割強が要介護1・2の方で、今回の制度改悪でこれらの待機者の受け皿がなくなり、特養ホームの抜本的増設が不可欠です。

日本共産党は「特養待機者の枠からも排除される要介護1・2の人を救済する施設整備計画があるのか」と質し、介護難民の解消に向けた改革を求めましたが、市は「団塊の世代が75歳以上になる2025年を目前に地域包括ケアシステムの構築を実現するというところで、策定中の第6期介護保険事業計画の中で見直しを行っている」などと答えて、国の方針をそのまま、市に持ち込む方針を表明しました。

地域包括ケアシステムとは？

地域包括ケアシステムは、団塊世代が75歳以上になる2025年を照準に、医療・介護の大幅抑制をめざし報酬改定をその手段にしています。「医療から介護へ、施設から在宅へ」の号令で、病院や介護施設から高齢者追い出しが促進されることになりました。

「在宅に移行」した高齢者への介護の保障はありません。日中・夜間に在宅の高齢者を定期的に訪問する「24時間地域巡回型サービス」を新設していますが、担い手となる介護士や看護師などの体制を確保する方向も不十分です。必要な医療や介護がきちんと提供されるかどうかは明確ではありません。

日本共産党は介護難民解消に向けて、特養待機者を解消するための緊急の基盤整備や在宅介護の十分な体制づくりなど、市に粘り強く提起し働きかけていきます。

利用料の大幅引き上げ！！ 市民への影響は？



法改悪によって介護保険に初めて「2割負担」が導入され、在宅でも施設でも利用料が大幅に引き上げられます。日本共産党は市民への影響はどの程度およぶのか、12月議会で質問しました。

2割負担を導入

年金収入280万円(所得160万円)以上の層を対象に今年8月から利用料を2割負担に

対象者は全国的には2割と推定されていますが、浦安市の場合、全体の3割強を見込んでいることがあきらかになりました。

高額介護サービス費負担限度額引き上げ

医療保険の「現役並み所得」に該当する高齢者に

ついて、高額介護サービス費の負担限度額を現行の月37200円から44400円に引き上げ

浦安市の場合、平成26年3月の状況で試算し、85人が影響を受けることが明らかにされました。

食費・居住費の軽減打ち切り 月2万〜7万円の負担増

低所得者が介護施設を利用する場合に食費・居住費を軽減する「補足給付」の縮小・打ち切り

今は低収入の人が介護施設に入所した場合、食費と居住費の負担を軽減するしくみがあります。これは2005年、それまでは保険給付だった食費と居住費を「全額自己負担」にしたとき、低所得者が施設から排除されないために法改定によって、預貯金

が一定額を超える場合や世帯分離している配偶者が住民税非課税である場合、「補足給付」を打ち切られます。

たとえば、これが実行されれば、配偶者が月18万円の年金を受給していることを理由に月6万円の国民年金しか収入がない人に、月12万円の施設利用料が請求されるなどの事態が起こってきます。

施設入所全体の6割、特養ホームの約8割が対象となり、月額2万円から7万円の負担増が見込まれています。

日本共産党は「補足給付のハードルを上げること」で支給対象を減らそうという見直しであり、低所得者を施設から締め出す改悪であることはまちがいない」と指摘し「減免制度こそ必要なのではないか」と市の姿勢を質しました。健康福祉部長は「市が独自に利用料の減免をする」ということは考えていない」と答弁しました。